

# 令和元年度事業計画

## 基本姿勢

### 第1 総論

昨年度の事業執行における基本姿勢として掲げた「信頼に応え得る司法書士」については、単年度ではなく中長期的なものとして、引き続き基本姿勢としていきたい。

本年、来年と段階的に施行される相続法改正、来年施行の債権法改正、加えて、国が取り組んでいる所有者不明土地問題に関し、変則型登記の解消に向けての法律が今通常国会において上程される予定であり、さらに法制審議会においては、相続登記の義務化、所有権放棄の是非、共有関係の見直し等が議論され、来年にはこれを受けての民法、不動産登記法の改正も予定されている。これらは従来の制度と大きく変わるものであり、司法書士業務への影響も大きなものであるが、我々は、これらに十分に備えた上で良質なサービスを市民に提供していくことが信頼へとつながるのである。

今般予定されている司法書士法改正においては、目的規定が廃止され、使命規定が創設される。従来は、司法書士制度の社会的機能及び使命を定め、制度の充実強化を図ろうとする第1条の目的規定及び司法書士の職責を明らかにし、その資質の向上と業務の改善進歩を図ろうとする第2条の職責規定、さらに内部規律である司法書士倫理、これらが相まって、我々の執務規範としての役割を果たしてきた。

一方、目的及び職責規定が設けられた昭和53年の法改正以降、特に近年は、簡裁における訴訟代理業務、成年後見業務、財産管理業務への司法書士の関与が大幅に増加し、さらに、空き家問題や所有者不明土地問題への対応にそれぞれ司法書士が専門家として参画している等、司法書士の業務範囲の拡大や活動範囲が広域化している。こうした状況に伴い、改めて専門家としての使命を明確にする必要があるため、本規定を設けるものである。

新たな使命規定は、我々を法律事務の専門家として位置付け、専門家として国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを内容とする。我々は、改めて法律事務の専門家として国民からの負託を受けたことを自覚し、自己研鑽に努め信頼を高めていかなければならない。

以上の基本姿勢を基に、本年度における重点事業を以下に掲げる。

## 第2 重点事業

### 1 研修受講方法の検討

昨年の連合会総会において日司連会員研修規則が改正されたことに伴い、必要取得単位のうち2単位以上は倫理に関する研修によって取得することとなった。一方で、本会のような小規模会で毎年度倫理に関する研修を実施することは困難でもある。よって、日司連研修情報システムの積極的な利用を促進していくとともに、研修を受講し易くするために現在の配信システムを活用し、会員の事務所における受講方法も検討していく。

### 2 相続に関する相談体制の充実

本年度は、相続法の改正もあり、市民の相続に対する関心もさらに高まることが予想される。昨年度開催した各種相談会においては、相続に関する相談件数が増加していることから、本年度はさらに増加することが見込まれる。よって、既存のもの新たなものも含めて会員の協力を得て相談体制の充実を図っていく。

### 3 広報の方法の検討

相談会等の広報については、従来の新聞、ラジオ、テレビの活用を続けていくとともに、SNSを利用した広報も試行していく。

また、昨年度開催した相続に関する市民公開講座については、近年高まっている市民の相続への関心度の高さを反映して多数の参加者を得て成功裡に終わったことから、本年度も継続開催することとしたい。

### 4 会議の在り方の検討

理事会、各種委員会等当会を運営していくに当たっての会議の開催場所は、原則、司調合同会館としているが、遠方の会員にとっては負担が大きいといえる。そこで、試験的にWeb会議システムを導入し、理事、各委員の負担軽減を図っていく。

### 5 会館の在り方の検討

前年度に司調合同会館を保有していくことが可能かどうかを中長期的観点から検討を求める諮問をなした。これに対する答申を踏まえ、会館及び事務局の在り方を検討していく。

### 6 自治体との連携

昨年度は、各市町に対し、所有者不明土地問題解消に向けて、司法書士の財産管理人への活用について要請した。空家等問題においても、協議会

への委員派遣を行っており、自治体との連携において司法書士の活躍の場が着実に広がっている。本年度も、引き続き各種問題解決へ向けて自治体との連携強化を図っていくこととしたい。

#### 7 特定事件報告の周知徹底

本総会の第6号議案である会則改正が承認された後は、これまでの業務報告書の提出に加えて、会員が関与した事件に関する特定事件報告書の提出が義務付けられることになる。よって、特定事件報告書の提出が円滑に行われるよう周知徹底を図っていく。

### 第3 各論

#### 1 会員の業務に関する事業

- (1) 会員の執務の指導及び連絡に関する事項
- (2) 会員の品位保持のための指導及び連絡に関する事項
- (3) 市民窓口の運営
- (4) 職務上等請求書の適正使用の指導
- (5) 会則、規則及び規程等の検討
- (6) 司法書士法違反に関する調査
- (7) 紛議調停に関する対応
- (8) 総合相談センターの運営
- (9) 司法書士業務賠償責任保険に関する事項
- (10) 職印証明書の発行
- (11) 補助者証の発行
- (12) 業務図書等の斡旋、頒布
- (13) 法改正・制度改正への対応
- (14) 民事法律扶助制度の利用促進
- (15) オンライン申請利用促進に関する事項
- (16) 成年後見制度利用促進に関する事項
- (17) 法司協議の実施
- (18) 日本司法支援センターとの連携
- (19) 簡裁代理業務を含む裁判事務の受託推進に関する事項
- (20) 国民に対して提供する法的サービスの拡充に関する事項
- (21) 事業承継・財産承継業務に関する情報収集

#### 2 研修に関する事項

- (1) 新人特別研修の実施
- (2) 会員研修会の開催

- (3) 特別研修に対するサポート
- (4) 日司連主催研修会への参加奨励
- (5) 研修制度の調査研究

### 3 司法書士制度の広報に関する事項

- (1) 各種相談会の開催
- (2) 司法書士の日記念事業の実施
- (3) 法教育活動の推進
- (4) ホームページの運営
- (5) 他団体が実施する相談会・講演会への相談員，講師の派遣
- (6) その他広報活動

### 4 関係機関・関係団体との連携に関する事項

- (1) 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福井県支部への支援及び連携に関する事項
- (2) 一般社団法人福井県公共嘱託登記司法書士協会への助言及び連携に関する事項
- (3) 日本司法書士政治連盟福井会との連携に関する事項
- (4) 福井県土地家屋調査士会との連携に関する事項
- (5) 各自治体との連携に関する事項
- (6) その他関係機関・関係団体との連携に関する事項

### 5 会の運営に関する事項

- (1) 各種資料及び情報の伝達収集
- (2) 事務局の運営
- (3) 福井会ネットの運営及び見直し
- (4) 合同会館の在り方についての検討

### 6 その他渉外に関する事項